

社会福祉法人高原町社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高原町社会福祉協議会定款第7条の規定に基づき評議員選任・解任委員会(以下「選任等委員会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 社会福祉法人高原町社会福祉協議会(以下「当法人」という。)の選任等委員会は、評議員の選任及び解任を行う。

(選任等委員会の構成等)

第3条 選任等委員会の委員(以下、「委員」という)は理事会が選任する。

- 2 選任等委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) 当法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族
- 3 委員会委員の選任要件は、別表第1に定めるところによる。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員の任期及び改選)

- 第4条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 委員の改選に当たっては、この規程に従い、理事会において新たに委員を選任する。ただし、再任を妨げない。

(委員に欠員が出た場合の措置)

第5条 委員が欠けた場合には、速やかに、第3条の規定に基づいて、新たな委員を選任しなければならない。

(委員の解任)

- 第6条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(委員の報酬等)

- 第7条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。
- 2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て、会長が決める。
 - 3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て、会長が決める。

(招集通知)

- 第8条 会長は、選任等委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各委員に対して通知しなければならない。
- 2 会長は、前項の書面による通知に代えて、委員の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく選任等委員会を開催することができる。

(評議員候補者名簿の提出及び情報提供)

- 第9条 理事会は選任等委員会に次項で規定する事項を記載した評議員候補者名簿を提出する。
- 2 会長は選任等委員会に対して、前項の候補者の氏名、年齢、住所、経歴、現職(兼職状況を含む)、社会福祉法第40条の規定に該当しない旨及び当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
 - 3 会長は、選任等委員会に対し、次の情報を提供しなければならない。
 - (1) 評議員会の権限
 - (2) 評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容

(議長)

- 第10条 選任等委員会の議長は委員長とする。

(評議員の選任)

- 第11条 選任等委員会は、理事会より提出された評議員候補者について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。
- 2 評議員の選任は、原則として候補者1名ごとに行うが、出席者の全員が賛成した場合は、候補者全員を対象として選任を行うことができるものとする。

(評議員の解任)

- 第12条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを経るものとする。
- (1) 理事会は、選任等委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
 - (2) 選任等委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
 - (3) 選任等委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(選任等委員会の決議方法)

- 第13条 選任等委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。
- 2 第項前段の規定にかかわらず、前条に規定する評議員の解任については、出席委員の3分の2以上をもって行わなければならない。ただし、外部委員の2人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。
 - 3 委員会の決議には、委員長も参加する。

(議事録)

第14条 選任等委員会は、議事終了後速やかに、議事録を作成し、出席した委員全員が署名又は記名押印し、これを理事会に提出しなければならない。

2 委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

(1)委員会が開催された日時及び場所

(2)委員会の議事の経過の要領及び結果

(3)委員会に出席した委員の氏名

(4)委員会の議長の氏名

3 議事録の保存期間は10年とする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

(事務局)

第16条 委員会の事務局は、当法人がこれに当たる。

附 則

この規程は、平成29年1月26日から施行する。

別表第1 委員会委員の選任要件

委員会委員の区分	選任要件
監事(1名)	本社協の監事の職にある者であること。
事務局員(1名)	本社協の事務局長の職にある者であること。
外部委員(3名)	学識経験者及び地域の代表者であること。